



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 122 令和7年度ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報基盤課) 1
- 123 液化石油ガス販売事業者の認定 (危機管理消防課) 4
- 124 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) 4
- 125 指定自立支援医療機関の指定 (こころの健康推進課) 5
- 126 // (//) 5
- 127 // (//) 5
- 128 // (//) 5
- 129 // (//) 6
- 130 // (//) 6
- 131 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課) 6
- 132 // (//) 6
- 133 道路の区域変更 (道路保全課) 7
- 134 文書等送達業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部) 7
- 135 警備員指導教育責任者等講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (//) 9

○ 内水面漁場管理委員会告示

- 1 令和7年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量の決定 12

○ 公告

- 入札公告 (情報基盤課) 13

告 示

和歌山県告示第122号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和7年度ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和7年度ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和10年9月30日（土）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(1)に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門の技術士の登録を受けた者（電気電子部門にあつては、情報通信を選択科目として受験した者に限る。）

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ソ）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（キ）から（シ）まで、（セ）及び（ソ）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）ITストラテジスト

（イ）システムアーキテクト

（ウ）エンベデッドシステムスペシャリスト

（エ）ITサービスマネージャ

（オ）情報セキュリティスペシャリスト

（カ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）

（キ）プロジェクトマネージャ

（ク）ネットワークスペシャリスト

（ケ）データベーススペシャリスト

（コ）システムアナリスト

（サ）上級システムアドミニストレータ

（シ）アプリケーションエンジニア

（ス）情報セキュリティアドミニストレータ

（セ）システム監査技術者

（ソ）システム運用管理エンジニア

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(4) ISMS（JIS Q 27001:2023（ISO/IEC 27001:2022）又はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の(3)の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の(4)の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の(5)に掲げる資格審査調書

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって(1)のイからクまでの書類に代えることができる。

(4) (1)のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和7年2月21日（金）から同年3月7日（金）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布する。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、郵送又は電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年2月26日（水）午前9時から同年3月10日（月）午後5時までの間に和歌山県総務部行政企画局情報基盤課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和7年3月3日（月）から同月17日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和7年3月17日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2404

電子メールアドレス e0121002@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和7年4月4日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第123号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第88条第2項第1号の規定により、公示する。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 認定した液化石油ガス販売事業者の氏名又は名称、代表者の氏名及び住所又は所在地

- (1) 氏名又は名称
大崎産業株式会社
- (2) 代表者の氏名
田中義人
- (3) 住所又は所在地
海南市下津町下238番地の2

2 認定の種別

第一号認定液化石油ガス販売事業者

3 認定年月日

令和7年1月20日

和歌山県告示第124号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日

3011701 103	ヘルパーステー ションNICO	紀の川市下井阪605	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ASXEED	和歌山市有家377-7	令和 7.2.1
----------------	--------------------	------------	----------------	------------	-------------	-------------

和歌山県告示第125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
みやび調剤薬局	和歌山市大谷403番地の3	瀬嶋匠	令和 7.1.1

和歌山県告示第126号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
グレープ薬局	橋本市市脇四丁目175-11	南幸宏	令和 7.1.1

和歌山県告示第127号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
みふく薬局粉河店	紀の川市粉河420-2	赤松滋子	令和 7.1.1

和歌山県告示第128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
みふく薬局	紀の川市桃山町元361-1 第一ビル1階	殿最圭祐	令和 7.1.1

和歌山県告示第129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
調剤薬局ホンダ土入店	和歌山市土入21-18	二澤さえ子	令和 7.2.1

和歌山県告示第130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社のぞみ	新宮市下本町二丁目4番地の1	訪問看護ステーションのぞみ	令和 7.2.1

和歌山県告示第131号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第132号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 上鞆湊那賀線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市赤沼田字向峯448番3地先から同市赤沼田字向峯433番2地先まで	旧	2.70 ） 10.96	170.31	
同上	新	2.70 ） 10.96	170.31	
同上	新	6.95 ） 13.91	189.91	

和歌山県告示第134号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、文書等通送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 事業年度

令和7年度

(2) 調達役務の名称

文書等通送業務民間委託業務

- (3) 調達役務の仕様等
文書等通送業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 契約期間
令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (9) 和歌山県内において特定信書便を送達することができることを内容とする民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定による特定信書便事業の許可を受けている者であること。
- (10) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による公安委員会の認定を受け、かつ、同法第2条第1項第3号に規定する業務の届出を行っている者であること。
- (11) 貴重品運搬警備業務用車両を2台以上保有し、通送物品の搬送途中に交通事故等が発生した場合、予備車を配車する等、遅滞なく適切な対応をすることができる者であること。
- (12) 警備業法第23条に基づく検定で、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務に係る検定の検定合格警備員を2人以上雇用している者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- ウ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- エ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目
- オ 運転員等勤務計画予定表
- カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 2の（8）から（10）まで及び（12）に掲げる資格を証する書面

ケ 2の（11）に掲げる要件を満たすことを証する書面

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからエまで及びカに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア及びオからキまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和7年2月21日（金）から同年3月24日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年2月21日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年2月21日（金）から同月26日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月21日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和7年2月21日（金）から同年3月3日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年2月21日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。ただし、3の（1）のイ、エ及びキに掲げる申請書類については、同年3月3日（月）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和7年3月3日（月）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0560

メールアドレス e8003001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和7年3月12日（水）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) （1）の説明は、令和7年3月18日（火）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。

(3) （2）の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和7年3月24日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第135号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、警備員指導教育責任者等講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の

申請方法等を次のように定める。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 事業年度

令和7年度

(2) 調達役務の名称

警備員指導教育責任者等講習業務

(3) 調達役務の内容等

警備員指導教育責任者等講習業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

令和7年4月1日（火）から同年11月30日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 警備員指導教育責任者講習及び現任講習（仕様書の4の（2）に定める現任講習をいう。）を行う講師にあっては、最近3年間に仕様書の9に定める要件を満たす講師講習会（警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関する講習）の課程を修了した者を、当該業務の区分ごとに最低2名以上確保していること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 2の（8）に掲げる要件を満たす本事業の講習を行う講師名簿及び当該要件を満たすことを証する書面

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和7年2月21日（金）から同年3月24日（月）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年2月21日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年2月21日（金）から同月26日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月21日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和7年2月21日（金）から同年3月3日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年2月21日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。ただし、3の（1）のウ、オ及びキに掲げる申請書類については、同年3月3日（月）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和7年3月3日（月）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

生活安全企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-433-7656

メールアドレス e8201001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和7年3月12日（水）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) （1）の説明は、令和7年3月18日（火）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。

(3) （2）の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和7年3月24日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

令和7年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

令和7年2月21日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 川 口 恭 弘

漁業権者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖目標量（以上）
十津川村漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	310,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	180,000尾
		もくずがに	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第3号	あゆ	60,000尾
	和内共第38号	あまご	20,000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あゆ	60,000尾
		あまご	20,000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	420,000尾
		もくずがに	15,000尾
	和内共第39号	あまご	20,000尾
日高川漁業協同組合	和内共第13号	あゆ	400,000尾
		こい	20,000尾
		もくずがに	15,000尾
	和内共第15号	うなぎ	20kg
切目川漁業協同組合	和内共第16号	あまご	80,000尾
		あゆ	10,000尾
		もくずがに	8,000尾
南部川漁業協同組合	和内共第17号	うなぎ	7kg
		あゆ	10,000尾
		もくずがに	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	80,000尾
		あまご	10,000尾
		もくずがに	5,000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	230,000尾
		あまご	40,000尾
		うなぎ	10kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	220,000尾
		もくずがに	10,000尾
		うなぎ	10kg
	和内共第27号	あまご	10,000尾
和内共第28号	あまご	10,000尾	
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	50,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	10kg
太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	10,000尾

熊野川漁業協同組合	和内共第40号	あゆ	370,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	20kg

(注)

- 1 増殖目標量の数量は、種苗放流の数量とする。
- 2 「こい」については、令和6年5月24日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 3 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。

あゆ	平均体重3g以上
あまご	平均体重3g以上
うなぎ	平均体重1g以上
もくずがに	平均甲幅5mm以上
こい	平均体重5g以上

公 告

入 札 公 告

令和7年度ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和7年度から令和10年度まで
- (2) 業務の名称
令和7年度ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託
- (3) 業務の内容
仕様書による。
- (4) 業務担当部局
和歌山県総務部行政企画局情報基盤課（以下「情報基盤課」という。）
- (5) 業務の期間
契約締結日から令和10年9月30日（土）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和7年和歌山県告示第122号に規定する令和7年度ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
情報基盤課
- (2) 期間

令和7年2月21日（金）から同年4月7日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の(2)に同じ。

イ 仕様書

令和7年2月21日（金）から同年3月7日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和7年2月26日（水）午前9時から同年3月10日（月）午後5時までの間に情報基盤課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

情報基盤課別室

イ 入札日時

令和7年4月8日（火）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和7年4月8日（火）午前9時30分までに情報基盤課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない

場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、情報基盤課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報基盤課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

情報基盤課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2404

電子メールアドレス e0121002@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。
- (4) この一般競争入札は、令和7年2月和歌山県議会定例会において、令和7年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Subcontract for the network operation and management assistance of the government cloud in the fiscal year 2025

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 8 April 2025 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 8 April 2025)

- (3) Contact point for the notice :

Information Infrastructure Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2404

e-mail e0121002@pref.wakayama.lg.jp